

三次河川国道事務所が実施する江の川及び馬洗川改修掘削に伴う発生土の受入地の募集について

1. 応募の趣旨

国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所では、平成30年7月豪雨により江の川及び馬洗川に堆積した土砂撤去に係る河道内掘削工事を進めています。2019年度より広島県三次市内において、河道内の土砂の掘削を予定しています。

掘削の実施にあたっては、平常時の河川水位以上である陸上部の掘削を基本とし、河川環境にも配慮しながら行うこととしております。一方で、掘削に伴い発生する土砂（以下、「発生土」という。）を効率的に処理するため、その有効活用を図ることが必要となっています。

ついては、窪地の埋立や低地のかさ上げ等を目的に埋立（盛土）をお考えの方のご所有地を受入地とした、発生土の有効利用の試行を図りたいと考えています。

2. 予定工期等

予定工期：2019年 5月 ～ 2021年 3月

掘削箇所：①広島県三次市粟屋町地先・三次町地先	：	約 80,000m ³
②広島県三次市三次町地先	：	約 5,000m ³
③広島県三次市三次町地先・畠敷町地先	：	約 20,000m ³
④広島県安芸高田市甲田町地先・吉田町地先	：	約 70,000m ³

土 質：砂礫（第1種建設発生土）又は細粒分まじり礫（第2種建設発生土）

なお、工期中に年末・年始等により長期工事休止を行うことがあります。また、土質については、2018年10月の試掘調査結果に基づきますが、現地の状況により変わる場合があります。

3. 応募要件

応募できる方は、2019年 4月～2021年 3月の間で埋立等の土地造成等を予定しており、近隣地域に土地を所有或いは貸借されている方で、下記の要件を満たす方。

- ① 砂発生場所からの運搬距離が、50km 以内の位置に存在すること（三次河川国道事務所による土砂の運搬を選択する場合）。（土砂発生場所は、別図のとおり）
- ② 当該土地造成地等の所有者或いは貸借者（ただし、貸借の場合は、所有者の同意が必要）。
- ③ 埋立（盛土）土量が、1か所当たり概ね1,000立方メートル程度以上。
- ④ 大型ダンプトラック（10t車）で土砂の搬入ができること。
- ⑤ 法律、関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、開発規制法令等による県知事等の認可関係手続きが完了、或いは申込み時迄に手続き完了見込であること。

※砂利採取（砂利の利用）を目的とする場合には、別添の「三次河川国道事務所が実施する江の川及び馬洗川改修掘削箇所における砂利採取の募集について」を参照ください。

4. 応募期間及び方法

(1) 応募期間：2019年 3月 1日(金)～2020年12月18日(金)

(2) 必要書類：次の書類を、郵送又は持込にて提出してください。

- ① 発生土「受入申込用紙」 → 様式-1
- ② 土地所有者の同意書
- ③ 埋立等の許可証の写し
- ④ 埋立位置及び搬入ルートを示した地図
- ⑤ その他

5. 応募後

応募頂いた土地については、現地立会及びヒアリングにて、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い埋立（盛土）に適した土地と認められれば候補地となり、当事務所にて選考させていただきます。

なお、選考基準としては、候補地まで運搬距離及び他の公共事業等での発生土受入状況等を総合的に判断し候補地を決定します。

また、その結果は、その都度応募者へ通知致しますが、選考内容に関するお問合せにつきましては公表することはできません。

6. その他留意事項

- ① 建設発生土の搬入（運搬）は、当方が行います。（無料）
- ② 運搬を当方が行うことを選択した場合にも発生土搬入後の作業等（敷均し・締固め、及び土砂流出措置）は、応募者で行って下さい。（覚書第8、9、11条参照）
- ③ 候補地確定後、他の公共事業より発生土の搬入要請があった場合、申し込み時の搬入量を保証することはできません。
- ④ 搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合は、用地買収及び借地契約等の手続きを、申し込み者において確実に行ってください。
- ⑥ 搬入に際しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないよう、地域住民への対応は応募者で必ずお願いします。
- ⑦ 建設発生土搬入後の管理については、応募者の責任において行っていただきます。
- ⑧ 搬入した発生土の利用は盛土材としての利用に限られ、骨材資源を回収し土石等として販売することはできません。
- ⑨ なお、砂利採取（砂利の利用）を目的とする場合には、別添「三次河川国道事務所が実施する江の川及び馬洗川改修掘削箇所における砂利採取の募集について」を参照ください。
- ⑩ 不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。

7. 問い合わせ及び提出先

国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所

〒728-0011 広島県三次市十日市西6-2-1

TEL 0824-63-4121（代表）

FAX 0824-63-3132

担当：河川管理課 豊田、井上

発生土「受入申込書」

国土交通省中国地方整備局
三次河川国道事務所長 様

郵便番号：

住 所：

氏 名

発生土の受入れについて下記のとおり申し込みます。

○許可等を受けた事業に関する事項

事業名称	
法令等の名称	
許可等の時期及び許可等の番号	年 月 日 第 号
許可等の区域の位置	
許可等の区域の面積	平方メートル
土砂埋立行為を行う土地の面積	平方メートル
搬入する土砂の総数量	立方メートル
工事予定時期	年 月 日 ~ 年 月 日

○連絡先

所属名称：

担当者氏名：

電話番号：

(内線)

次の資料を添付ください・

- 土地所有者の同意書（借地等の場合）
- 埋立等の許可証の写し（又はその見込みが分かる資料）
- 埋立位置及び搬入ルートを示した地図
- その他

：

「三次河川国道事務所」の江の川及び馬洗川改修掘削に伴う建設発生土の受入に関する覚書(案)

国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所長を「甲」、〇〇〇〇を「乙」として覚書を締結する。

第1条 甲は、乙に対して建設発生土の搬入(住所:〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)を行うものとする。ただし、他の公共事業(以下「公共事業」という。)で必要となった場合、公共事業への搬入を優先するものとし、申し込み時の搬入量を保証するものではない。

第2条 甲は、覚書締結後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、または、他の応募者への搬入が明らかにコスト的に有利な場合は、そちらへの搬入を優先するため、申し込み時の搬入量を保証することはできない。

第3条 乙は、搬入土の土質的条件及び搬入土に関するその他条件を指定しないものとする。
なお、搬入前に甲乙立ち会いのもと、搬入土に産業廃棄物等が混入していないことを確認するものとする。

第4条 乙は、甲以外からの搬入土を受け入れる場合、あらかじめ甲に協議するものとする。
なお、乙は甲以外から搬入土を受け入れる場合は、産業廃棄物及び汚染土壌等を含む土砂を受け入れてはならない。

第5条 建設発生土搬入に対して、搬入路・待避路が必要な場合は、甲乙協議のうえ整備するものとする。その際、土地の買収・借地が必要な場合は、乙の負担により必要な用地を確保するものとする。

第6条 乙は、甲による搬入土の搬入開始日までに周辺住民・事業所等に対し建設発生土の受入、期間等を周知して周辺住民等の協力を得るものとし、搬入期間内に苦情・問い合わせ等があった場合は甲乙協力のうえ速やかに対応する。

第7条 搬入期間内の苦情等について、乙の周知不足等が原因である場合、甲は土砂搬入を中止する事が出来るものとする。

第8条 乙は、建設発生土搬入までに支障となる物件等の移設解体及び立木の伐採・抜根、除草を行うものとし、それらの処分は指定の処理施設において行うものとする。

第9条 建設発生土の搬入に伴い、流末の処理・水抜き対策・法面保護及びその他の対策が必要となった場合は、乙の負担により適切に処理するものとする。

第10条 建設発生土の運搬は、甲が行うものとする。ただし、甲乙協議により、乙が運搬を行うことが妥当と判断される場合は、乙の負担において実施することが出来るものとする。

第11条 甲は、埋土の敷均し・締固めは行わないため、建物の建築予定箇所等で敷均し・締固

めが必要な場合、乙の負担により実施するものとする。

第12条 乙が建設発生土の敷均し及び締固めを行う場合は、甲の搬入計画に支障とならないよう調整を行うものとする。尚、搬入計画に支障を及ぼすと認められる場合は、搬入予定量に達していなくとも搬入を中止する場合がある。

第13条 乙は、建設発生土搬入に支障をきたさないよう敷地内の運営・管理を行い、疑義等が生じた場合、速やかに対応しなければならない。

第14条 乙は、甲から受け入れた建設発生土を営利目的に使用したり、他の箇所に搬出してはならないものとする。このことは、搬入完了後においても同様とする。

第15条 乙は、不正な利益(暴力団等の資金獲得活動等)を得る目的で、建設発生土の利用を行うことはできないものとする。万一不正な行為が発覚した場合には、土砂搬入を即刻中止するとともに、警察等関係機関に通報するものとする。

第16条 工事車両等の搬入口及び出口については、甲乙協議の上必要に応じて交通誘導員を配置し、通行車両等の安全を確保する対策を講じるものとする。

第17条 乙は、甲による建設発生土の搬入が完了した場合は、すみやかに別紙確認書を甲に提出するものとする。

(雑則)

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(附則)

この覚書は、〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

(甲) 国土交通省中国地方整備局
三次河川国道事務所長

(乙) 〇〇〇〇〇〇

位置図-1 (広島県三次市)



位置図-2 (広島県安芸高田市)

